

2020年2月28日

[件名] 改正動物愛護管理基本指針素案に対する意見

[宛先] 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

[氏名] 一般社団法人／日本哺乳類学会／哺乳類保護管理専門委員会／  
委員長 浅野玄

[郵便番号・住所] 501-1193 岐阜県岐阜市柳戸 1-1 岐阜大学応用生物科学部

[意見]

・全体について

該当箇所：全体

意見内容：全体に関して：今日の愛護動物に係る問題に対処するために、基本方針が拡充されていると評価する。ただ、用語の定義や使い方が曖昧なために、人により解釈が分かれ、論争となる場合があるため、法や基本的指針で使用する用語の定義規定を設けるべきと考える。

・個別箇所について

該当箇所：P3 最下段「・・・人の生命身体、身体、財産の侵害や生活環境の保全上・・・」

意見内容：上記の文章に「及び自然環境」を追記し次のように記述する。「・・・人の生命身体、身体、財産の侵害や生活環境及び自然環境の保全上・・・」

理由：P5 の最下段に「・・・自然環境に及ぼす・・・」と記述があるため、ここでも触れたほうが良い。本指針案に「自然環境」の用語が追加されたことは大きく評価できる。飼養動物の野生化問題や外来動物問題あるいは人獣共通感染症問題が起きているため。

該当箇所：P4 の2行目「逸走やみだりな繁殖を防止する措置等」

意見内容：「逸走やみだりな繁殖、自然環境に及ぼす悪影響等を防止する措置等」に修正すべきである。

理由：在来野生生物に及ぼす捕食、感染症媒介等の影響を重視すべきであるため。

該当箇所：P4 の 2 行目，P11 の 7 行目，P17 の下から 3 行目「逸走」

意見内容：「遺棄及び逸走」とすべきである。

理由：P17 最下段に「・・動物の遺棄及び逸走・・」と記述がある。家庭動物などの遺棄が実際に行われているため。

該当箇所：P5 の 3 行目「猫の屋内飼養」

意見内容「猫の屋内飼養」の語句を削除する。

理由：動物の行動を制限する行為の 1 つとして挙げられているが、動物福祉の観点からもむしろ推奨される措置（適正な飼育方法）であるため。

該当箇所：P11 のウ

意見内容：講ずべき施策の 1 つとして、展示に用いられている野生動物が適正に輸入されたものであることの証拠資料の表示を義務付ける等、人畜共通感染症のリスクを回避し、密輸を防ぐ対策も検討課題に入れるべきである。

理由：例えば、昨年、コツメカワウソとビロードカワウソがワシントン条約において附属書 II から附属書 I に登録が変更になった。これに伴い、この 2 種は種の保存法において国際希少野生動物種と指定され、販売する場合は密輸個体ではないことを示して登録を行うこととなった。この変更の背景には、近年コツメカワウソのブームにより日本に密輸されていることが顕在化したことが大きい。しかし、販売は登録制度による規制を受けるが、動物カフェ等の展示では登録する必要はない、論点整理にも指摘されている人畜共通感染症の問題は、検疫を受けることなく持ち込まれる密輸の場合は大きなリスクとなりうる。このようなリスクを回避し、密輸を防ぐためにも、動物愛護管理法においても対応する必要があると考える。

資料：

- 1) 北出智美・成瀬唯. 2018. 日本に向けたカワウソの違法取引と高まる需要の緊急評価, TRAFFIC ジャパン.
- 2) TM Potter, JA Hanna, L Freer. 2007. Human North American River Otter (*Lontra canadensis*) Attack, Wilderness & environmental medicine, 18: 41-44.

該当箇所：P14 の 5-11 行目「野犬が多い地域等では、…面があるなど、中長期的な視点に立ち、地域の実情に…推進すること。」

意見内容：「中長期的な視点に立ち、野外にいる犬や猫が多い地域等では、…面があるなど、地域の実情に…推進すること。」

理由：中長期的視点から立って殺処分数を減少させるための措置として、犬に限定する理由はないため。

該当箇所：P14 の下から 3 行目「愛護動物」

意見内容：愛護動物の定義を行うべきである。

理由：P7 の上から 6-9 行目に、「…施策の対象は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている」と規定しているが、愛護動物の規定がないため。

該当箇所：P15 の 11 行目「…周辺の生活環境が損なわれて…」

意見内容：「…周辺の生活環境や自然環境が損なわれて…」に修正する。

理由：上記でも指摘したように、P5 最下段に自然環境の用語の記述があり、ここでも記述したほうが良いと考える。

該当箇所：P15 「①現状と課題」

意見内容：この項目に人獣共通感染症について追記する。

理由：周辺の生活環境の保全としての危害として、人獣共通感染症は重大な問題であるため。

該当箇所：P16 「②講ずべき施策」

意見内容：この項目に人獣共通感染症（例えば、ネコの場合のトキソプラズマ）

予防を意識した記述が必要である。

理由：周辺の生活環境の保全としての危害として、人獣共通感染症は重大な問題であるため。

該当箇所：P17-18 「(4) 所有明示（個体識別）措置の推進」

意見内容：「対象は販売される犬又は猫」とあるが、現に飼育されている犬や猫に対しての施策の記述がない。また、対象動物を犬と猫に限定することについては疑問である。

理由：遺棄や逸出は、現に飼育されている個体でも起きており、また犬や猫以外の動物でも遺棄や逸出が起きており、遺棄や逸出の責任が問えない状況にあるため。

該当箇所：P21 の 10 行目「…、関係省庁と連携し、…」

意見内容：「関係省庁と連携し」を「関係省庁および学術会議、関係学協会等の学術団体、実験動物関係団体と連携し」に変更し、関係者の意見を広く徴すべきと考える。

該当箇所：P21 の 11 行目「現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組み」

意見内容：「機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについて」レビューを行う場合に、機関管理体制（自主管理体制）を推進するための仕組みについて十分に審議すべきと思われる。

該当箇所：P25 の上から 6 行目「・ ・ 動物虐待等の該当性 ・ ・ 」

意見内容：該当するかどうかの対象が「動物虐待等」だけ明示されているが、これだけでよいのか疑問である。例えば、「適正飼養の該当性」などを加えてはどうか。

理由：効果的な監視・指導としては、適正に飼養されているのかどうかなどプラス方向をも示すべきと考える。

以上